

院内感染対策に関する取り組み事項

琉球大学病院（以下「本院」という。）は、本院の理念に基づき、患者さん（付き添いを含む）に安全で快適な医療環境を提供することを目的とし、院内感染防止対策に取り組むにあたっての基本的な取り組み事項を掲示します。

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

本院は平時における院内感染制御活動を基軸に院内感染の防止に努めます。院内感染発生時には、その原因を速やかに特定し、制圧、終息を図ると同時に再発予防策に努めます。

2. 組織の設置

（1）琉球大学病院感染対策委員会（以下「感染対策委員会」）

院内感染対策に関する審議および意思決定機関として、病院長を委員長とし病院内の各部門からの代表者で構成する感染対策委員会を設置します。

（2）感染対策室およびチームの設置

院内における感染対策の実務活動を行い、毎週 1 回院内で分離される耐性菌の情報からカンファレンスとラウンドを行います。また、抗菌薬の適正使用を推進する活動を行います。

（3）感染対策実務者会議の設置

病棟の医師・看護師、他コメディカルで構成された実務者で各部署における感染対策活動の中核的な役割を行います。

3. 院内感染発生状況の把握と報告

（1）院内の分離菌動向を把握するため「感染情報レポート」を週 1 回作成します。

（2）感染情報レポートおよびアウトブレイク情報は定期の感染対策委員会に上程し、本院全職員へ速やかに周知します。

4. 院内感染発生時の対応

（1）院内感染事例が発生した場合には、発生部署の職員は直ちに感染対策室と連携し、原因を含めた概要および患者さんへの対応、実施した感染防止策などを病院長に報告します。

（2）報告書は感染対策委員会に報告し、速やかに発生の原因（感染源・感染経路）、実施した対応策の評価、今後の対応等について最終的な本院の意思決定を行います。

（3）議事録ならびに資料は感染対策委員会を通じて、速やかに全職員へ周知します。

5. 本院における院内感染対策の推進

（1）患者さん・家族へは、疾病の説明とともに、感染防止の意義および基本手技（手洗い、マスク使用等）についても説明し、理解を得た上で協力をお願いします。

（2）マニュアルは、必要に応じて見直し、改訂結果は本院職員に周知徹底します。